

議員提出議案第2号

日進市議会議員政治倫理条例の一部改正について

日進市議会議員政治倫理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月13日提出

提出者	日進市議会議員	青山	耕三
〃	日進市議会議員	大橋	ゆうすけ
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	小野田	利信
〃	日進市議会議員	ごとう	みき
〃	日進市議会議員	渡邊	明子
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市議会議員政治倫理条例に規定する日進市議会議員政治倫理審査会についての見直しを行ったことに伴い、日進市議会議員政治倫理条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 審査の公平性を担保するため、日進市議会議員政治倫理審査会の委員から審査請求者及び審査対象者を除斥する規定を追加する。
- (2) 日進市議会議員政治倫理審査会を常設から審査請求ごとの設置に改める。

日進市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市議会議員政治倫理条例(平成19年日進市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会の設置等)</p> <p>第5条 議長は、<u>審査請求がなされたとき</u>は、日進市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>2 <u>議長は、別に定める議会運営委員会委員の選出方法に準じて、審査会の委員(以下「委員」という。)を指名するものとし、その定数は9人以内とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、審査請求を行った議員及び審査請求による審査の対象となった議員は委員になることができない。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、議長に対し当該事案の審査の結果を報告した時までとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。</u></p> <p>5 <u>委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</u></p>	<p>(審査会の設置等)</p> <p>第5条 議長は、<u>審査請求に係る審査その他政治倫理に関する処理を行うため、日進市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</u></p> <p>2 <u>審査会の委員は、議会運営委員会選任基準を準用し、議長が指名して組織する。</u></p> <p>3 <u>審査会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日進市議会議員政治倫理条例第5条の規定は、施行の日以後の審査請求に係る委員の指名等について適用し、同日前の審査請求に係る委員の指名等については、なお従前の例による。